

第2次鹿児島県自転車活用推進計画の概要

1 総論(計画の目的, 期間, 位置付け)

(1) 計画策定の目的

本県の自転車を取り巻く現状や課題, 社会情勢の変化等を踏まえ, 自転車の活用に関する取組を総合的かつ計画的に推進することは, 健康づくりの推進や観光の振興と地域の活性化, 自転車事故のない安心・安全な社会の実現に寄与するものと考え, 策定するもの

(2) 計画期間

長期的な視野に立ち着実に取り組むため令和9年度までの5箇年



(3) 計画の位置付け

自転車活用推進法第10条に基づいて定めるものであり, 「かごしま未来創造ビジョン」や各種関連計画との整合を図った, 本県における自転車施策に関する最上位計画として位置付け



2 自転車を巡る現状と課題

社会情勢の変化	分類	現状	課題
・高齢化等も踏まえた「安全・安心」 ・情報通信技術の発展 ・コロナ禍における生活様式の変容	生活 【脱炭素】 【デジタル化】	・他県に比べ自転車利用が少ない ・自転車利用のニーズの高まり	・自転車通行空間の整備促進 ・コミュニティサイクル等の普及拡大 ・推進計画への自転車ネットワーク路線の位置付け促進
	安全 【安全・安心】	・平成24年と比べ, 自転車事故死傷者数は61.7%減少	・交通ルールの遵守, 安全運転の意識向上にむけた取組の継続 ・全ての道路利用者に対する安全教育の推進
	観光 【稼ぐ力】	・県内各所にサイクリングコースを設定 ・県内各地で様々なサイクルイベントが開催	・サイクルツーリズムによる観光振興

3 活用の推進に関する施策の基本方向

目標1 自転車を快適に利用できる環境の整備【脱炭素・デジタル化】

1 自転車通行空間の整備等の推進

生活道路における安全対策, 道路の標識及び標示, 信号機等の適切な設置と運用, 市町村計画の支援, 自転車ネットワーク路線の位置付け, 安全性向上のための規制を検討

2 シェアサイクル等の普及促進

サイクルポートの整備支援, MaaSの活用検討【デジタル化】

3 駐輪場の設置・拡充促進

鉄道事業者への要請

4 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

エコ通勤の推進及び自転車通行空間【脱炭素】, 駐輪場の整備促進, 無電柱化の推進

【指標】 ▶ 県内市町村における自転車活用推進計画の策定市町村数又は自転車ネットワーク計画の策定市町村数
5市町村(令和4年度) → 10市町村(令和9年度)

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化【稼ぐ力・脱炭素】

7 サイクルツーリズムの推進【稼ぐ力・脱炭素】

県内モデルルートを設定し情報発信, 官民連携によるサイクルステーション等の受入環境整備, 国際サイクルレース等のPRやイベント等の実施による交流人口拡大や地域活性化, 市町村モデルルート策定支援, 路面標示や案内看板等の整備, 九州・山口広域推奨ルートの「ナショナルサイクルルート」指定に向けた検討

8 鉄道や空港と連携した受入環境の充実

サイクルトレインの運行や受入環境の充実等を図る鉄道事業者の取組を支援
空港の自転車等の道具保管整備体制の充実



【指標】 ▶ モデルルートにおけるサイクルステーションの登録施設数
0箇所(令和4年度) → 103箇所(令和9年度)

目標2 自転車を活用した健康づくりの推進【脱炭素】

5 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進

生活習慣病の発症・重症化の予防

6 自転車通勤の推進

自動車依存の低減【脱炭素】, 「自転車通勤導入に関する手引き」の周知

【指標】 ▶ 1日30分以上の運動を週2回以上実施, 1年以上継続している人の割合
[20~64歳] 男性 17.3%(令和4年度) → 30.0%(令和15年度)
女性 9.5%(令和4年度) → 30.0%(令和15年度)
[65歳以上] 男性 33.1%(令和4年度) → 50.0%(令和15年度)
女性 23.6%(令和4年度) → 50.0%(令和15年度)

※目標値については, 令和6年3月に設定(健康かごしま21)

目標4 自転車事故のない安心・安全な社会の実現【安全・安心】

9 自転車の安全利用の促進

生活道路における交通規制強化, 講習制度の着実な運用(高齢者講習強化), 指導啓発活動の推進, かごしま自転車条例等の広報啓発, 交通ルールとマナー向上, 全ての道路利用者への広報啓発, 悪質性の高い交通違反への対応, タンDEM自転車安全利用の周知

10 高い安全性を備えた自転車の普及促進

安全な利用に向けた広報啓発

11 学校における交通安全教育等の推進

交通安全教育の充実(保護者含む), 指導者の資質向上, 関係者による通学路の安全点検

【指標】 ▶ 自転車乗車中の交通事故死傷者数
306人(令和3年) → 現状値より減少(令和9年)

4 計画の推進体制等

(1) 計画の推進体制
・計画の推進に当たっては, 関係部局が連携して施策を推進
・施策の推進には市町村との連携した計画の推進

(2) 計画のフォローアップ及び見直し
・進捗状況について, 設定した指標を用いたフォローアップを実施
・社会情勢の変化等を踏まえ, 必要に応じて計画の見直しを行う